

地方独立行政法人東京都立病院機構に関する第二次解明要求書への回答

要 求 事 項	回 答
1. 定款21条(資本金等)の別表及び 10/6 厚生委員会の答弁に基づくならば、土地・建物の出資(移管)については、以下の4つのパターンに整理される。 A. 土地、建物ともに出資する病院(駒込、豊島、墨東、東部地域、多摩南部) B. 建物のみ出資し、土地は追加出資する病院(広尾、多摩総合、小児総合、神経、多摩北部、松沢) C. 土地は追加出資すると言われているが、建物については不明な病院(大塚、荏原) D. 土地、建物ともに不明である病院(大久保) このことについて、以下の通り回答を求める。 (1) なぜ上記のような異なるパターンになるのか、理由を説明すること。 (2) 追加出資するものについて、実行する時期と、それまでの財産的取り扱いを明らかにすること。 (3) 地独法第6条(財産的基礎)は、「業務を確実に実施するには必要な資本金その他の財政的基礎を有しなければならない」と規定している。この財産的基礎を整えるのは、法人の設立団体である東京都の責任であることから、「財産的基礎」の全容(出資・無償譲渡・無償貸付等)を明確にすること。 (4) 建物・土地等の都による出資財産については、時価による価額評価が必要となるが、現時点でどの程度の評価額になると見込んでいるのか説明を求める。	(1) 出資する土地や建物は、①都が所有していること、②出資範囲が確定できること、③法人が病院事業の用に供しており、かつ、法人に所有権を移転できる状況にあることが必要となる。出資する土地や建物の状況が病院毎に異なるため、財産出資の対応も異なるものである。 (2) 追加出資の時期は、各整備工事終了後を想定している。それまでの間の取扱いは、現在、関係局と調整中である。 (3) 法人の財産的基礎として土地と建物を出資。 (4) 現在、専門家による評価額算定を行っているところである。
2. 公社においては、病院の建物等は都から無償貸与されており、改修等も都の責任と負担で行う制度設計になっているが、独法化後の大規模改修や建て替えの必要性についてどのように認識しているのか。老朽化に伴う医療現場のリスクの実態把握や劣化状況の診断など、都として具体的な調査や分析を行っているのか。法人設立後の大規模改修、建て替え等に対する見通し、費用負担について病院ごとに明確にすること。	・ 建築設備等は耐用年数があり、長期間大規模改修を行っていない施設については、大規模改修や建替え等の必要があると認識している。 ・ 公社病院においては、多摩北部医療センター、東部地域病院は財務局の主要10か年維持更新計画の対象となっており、また、多摩南部地域病院、荏原病院、豊島病院も建築設備等の劣化状況を踏まえ保全計画等を作成し、計画的に維持更新を行っている。 ・ 独法化後の大規模改修や建替えについては、独法法人が実施することになり、計画的かつ効率的に進めていく。 ・ その財源は原則として、都からの長期借入金等及び自己財源で賄う予定である。

要 求 事 項	回 答
3. 10/6 厚生委員会において負債など公社の厳しい財務状況に関する質問について、都は「財産基盤を強固にし、独立行政法人に引き継ぐ」と答弁しているが、どのように公社の「財政基盤を強固」にするのか、具体的に示すこと。	・ 公社では、公社事務局や各病院幹部をメンバーとする経営改善会議を設置し、経営改善にあたっている。この会議等での検証を踏まえ、6 病院とがん検診センターの合わせて 7 施設で一体的に契約を行うことで、医療機器や医薬品の共同購入を行うとともに、包括契約が可能な 5 病院の電気料金について一括して契約し削減を図るなど、費用の縮減を進めた。 ・ また、外部委託していた診療報酬算定業務を一部直営化することで収入確保につなげるなど、収益力の向上にも取り組んでいる。 ・ このような取組を進め、引き続き一層の経営努力を行い、財政基盤を強固にしていく。
4. 退職給付引当金について、地方公営企業では最大 15 年以内での計上が認められているが、地独法では移行時または当初 5 年間で計上になる。都立・公社病院の現状において、どのように計上されているのかを明らかにし、独法化によって異なる計上になる場合には、その影響額と財政的負担に関する取り扱いを明確にすること。	・ 都立病院の退職給付引当金については、地方公営企業法施行規則第 22 条の規定に基づき、都の病院会計において当年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。 ・ 公社においては、「公益法人会計基準」等に沿って、当年度末における退職給付債務に基づき引当金を計上している。退職給付債務の算定に当たっては、退職給付見込額を期間定額基準により当事業年度末までの期間に帰属させている。 ・ 新法人における退職給付引当金については、「地方独立行政法人会計基準」に基づき、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上することとしている。 ・ 法人化に伴う影響額については、新法人における退職手当制度の詳細と併せて現在検討中であり、財政的負担に関する取扱いを含め、引き続き必要な検討・調整を行っていく。

要 求 事 項	回 答
5. 都立病院と公社病院の経営統合にあたっては、両者のシステムや業務運営において様々な相違が存在し、相当程度の調整や準備が必要になる。こうした経営統合による地独法化の課題とコストを明らかにするとともに、22 年 7 月の根拠とともに具体的な移行プラン・ロードマップを速やかに示すこと。	・ 高齢化に伴い医療の質と量が大きく変化する中、都民の医療ニーズに対応できる体制づくりは待ったなしである。また、今後、感染状況に応じたコロナ感染症への対応や新たな感染症の発生に備えるために、感染症医療提供体制を一層強化する必要がある。そのためには、早期に新たな体制を整備していかなければならず、最短のスケジュールで法人を設立する必要がある。このため、設立に必要な準備や法的手続きを行い、令和 4 年 7 月の法人設立を目指すこととした。 ・ 都立病院と公社病院の一体的な地方独立行政法人化に向けては、定款や中期目標の策定などの法的な手続きのほか、運営体制の検討や、現在、別々の制度である人事給与制度や財務会計制度等の各種制度の構築・システム構築などの準備が必要であり、準備予算として、約 40 億円を計上している。 ・ 今後、中期目標などについて議決をいただく法定の手続き等があり、最終的には総務大臣の認可を受けて設立していくこととなる。令和 4 年 7 月の設立を目指し、こうした手続きのほか、各種制度やシステム構築等の準備を進めていく。
6. 定款 19 条規定を発動させる基準を明らかにすること。また発動により、行政的医療の比重が高まり法人の収支が悪化した場合や、緊急に新たな医療機器・設備の調達が必要になった場合、東京都より財政的に補填するのか等対処方針を明らかにすること。	・ 都立病院は、感染症や災害等の緊急時に、率先して多くの患者を受け入れ、都民の生命と健康を守るという役割がある。このため、定款 18 条では、法人自らの取組として災害や公衆衛生上の緊急事態等への必要な対応を行うことを定めるとともに、19 条で、緊急時等には、都の指示により必要な業務を行うことを定めた。災害や感染症のパンデミック等の緊急時には、都の方針の下で、各医療機関の役割分担により、対応していくことが必要であり、法人は、定款の趣旨を踏まえて必要な対処を行うこととなる。 ・ 行政的医療の提供にあたっては、地方独立行政法人法において、現行の一般会計からの繰り出しと同様、都が運営費負担金を措置することが規定されている。このため、災害や感染症等への緊急時に対応を行った場合においても、その提供に必要な経費については、都が負担することとなる。